

（令和6年分）

収 支 報 告 書

（ ふ り が な ） ぜいりし かみかわようこ こうえんかい

1 政治団体の名称 税理士による上川陽子後援会

2 主たる事務所の所在地 静岡市葵区追手町10番202号

3 代表者の氏名 酒 井 徹

4 会計責任者の氏名 渡 邊 嘉 明



事務担当者の氏名 鈴木 満
（ 電 話 番 号 ） 054-247-2903

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ その他の政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 上川陽子
公職の種類 衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

入力済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		十億 百万 千 円
		43,756
(前年からの繰越額)		43,756
(本年の収入額)		0
支 出 総 額		0
翌年への繰越額		43,756

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百万 千 円
員 数	人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分		備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	
(うち特定寄附) (内書)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア + イ)		

(そ の 3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティーを除く。)		
事業の種類	金額	備考
	十億 百万 千 円	
この頁の小計	0	(注) すべての事業収入を記載してください。 同一の事業収入は一行に計上してください。
合 計	0	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
1 件 10 万 円 未 満 の も の		(注) 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入はまとめて「1件10万円未満のもの」欄に記載して下さい。
合 計		

(そ の 13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備	考
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費	十 億 百 万 千 円		
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計			経常経費の計
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費			
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費 (小計)			(3) のア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	0		政治活動費の計
合 計	0		

(そ の 15)

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	組織活動費				(総会費用)
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ っては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億 百万 千 円	令和				
この頁の小計	0	(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。				
その他の支出						
合 計	0					

(そ の 15)

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	その他の経費 (無料相談会場視察)			
		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
支 出 の 目 的	金 額 十億 百万 千 円 平成				
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出					
合 計	0				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

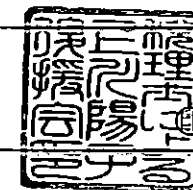
- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年3月31日

政治団体の名称： 税理士による上川陽子後援会

会計責任者の氏名： 渡 邊 嘉 明



（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名： _____ 印）

※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は

政治資金監査報告書

令和 7 年 3 月 31 日

税理士による上川陽子後援会

代表 酒井 徹 殿

登録政治資金監査人

植中 紀夫 

登録番号

第 3019 号

研修終了年月日

平成 21年 9月 18日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による上川陽子後援会の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書(以下「会計帳簿等の関係書類」という。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による上川陽子後援会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては税理士による上川陽子後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3. 業務制限

税理士による上川陽子後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による上川陽子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上